

奈良佐保短期大学学則

制 定 昭和 40 年 4 月 1 日
最近改正 平成 22 年 3 月 13 日

第 1 章 目的及び使命

第 1 条 本学は、学校教育法に則り、専門の学術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び使命とする。

第 1 条の 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および教育研究機関としての社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。

2 本学は、前項の結果について公表する。

3 自己点検・評価に関し、必要な事項は、別に定める。

第 1 条の 3 第 2 条に規定する生活未来科は、健全で豊かな生活を支える専門的な知識・技術を身につけ、社会に貢献できる幅広い視野と教養を備えた人材を養成することを教育目標とする。

2 第 2 条に規定する地域こども学科は、自ら情操と教養を育み、こどもへの深い理解をもって家族や地域における子育て支援を行い、地域社会に貢献できる保育者を養成することを教育目標とする。

3 第 49 条に規定する専攻科福祉専攻は、保育を通して身につけた対人援助職としての基本的な知識・技術・価値を発展させ、介護に関する専門的な知識・技術を根拠とした生活支援を行う介護福祉士を養成することを教育目標とする。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

第 2 条 本学に、次の学科をおき、学生定員を次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	1 0 0	2 0 0
地域こども学科	1 0 0	2 0 0

第 3 条 本学の修業年限は 2 年とする。ただし、4 年を越えて在学することはできない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、第 4 1 条の 2 に定める長期履修学生の在学期間は 8 年を限度とする。

第 3 章 授業科目及び単位

第 4 条 本学において開設する基礎教養科目、専門教育科目及びその単位数は別表 I のとおりとする。

第 4 章 学年、学期及び休業日

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 条 学年を分けて次の 2 期とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日 5月4日

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

学年末休業 3月25日から3月31日まで

第8条 前条の休業日は、教授会の議を経て変更することがある。

第5章 入学・転学・休学・退学・除籍

第9条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は教授会の議を経て後期入学を認めることができる。

3 前項により入学した者については、第5条の規定にかかわらず、後期から次年度前期にわたる1年を以て1学年とみなす。

4 前2項の適用を受ける学生については、第21条の規定にかかわらず、入学年次後期に初回の履修登録をするものとする。

5 第2項の規定は、第28条及び第51条第4項に定める免許状、資格を取得しようとする者については適用しない。

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学の入学試験に合格した者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第11条 入学志願者は、所定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第12条 入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

第13条 本学に転学を希望する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可することがある。

第14条 正当な理由により本学を中途退学し、再入学を願い出た者については、教授会において選考の上、入学を許可することがある。

第15条 本学より他の大学に転学又は入学しようとする者は、理由を付して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第15条の2 転科を希望する者は所定の手続きにより、学長に願い出なければならない。

2 転科に関する規程は、別に定める。

第16条 病気その他の理由により2カ月以上修学を中止しようとする者は、医師の診断書または詳細な理由を述べた文書を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学期間内でもその理由のなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 休学は1年以上にわたることはできない。ただし、特別の理由があるときは、引き続き休学を許可することがあるが、通算して2年を越えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入されない。

第 17 条 退学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第 18 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 3 条第 1 項または第 2 項に定める在学期間を越えても、なお本学の定める卒業資格を取得できない者
- (2) 第 16 条に定める休学期間を越えても、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 無届けで 6 カ月以上欠席した者
- (5) 休学期間の終了前までに、復学、退学あるいは休学延長の手続きを取らない者

第 6 章 履修方法及び課程修了の認定

第 19 条 全課程を 2 カ年に分けて履修させる。1 学年は前期・後期の 2 期に分ける。

2 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

3 履修に関する規程は別に定める。

第 20 条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、基礎教養科目及び専門教育科目に大別し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし別に定める授業科目については 30 または 40 時間の授業をもって 1 単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、ゼミナールの授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第 21 条 学生は、毎学年度始めに履修する授業科目を届け出なければならない。

第 22 条 授業科目履修の認定は、科目修了試験による。科目修了試験は、第 4 条に定める科目について学期末にこれを行う。成績評価は、A⁺、A、B、C、D をもって表し、C 以上を合格とし、D を不合格とする。

第 23 条 成績評価及び単位認定は、別に定める履修規程による。

第 24 条 第 13 条及び第 14 条により入学した者のそれまでの修業年限及び履修単位数については、本学卒業に必要な修業年限及び単位数に算入することがある。

第 25 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用するものとする。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履

修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることができる単位数は、前項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を越えないものとする。

- 3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、学生が入学する前に行った前項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第1項（外国の短期大学又は大学に留学の場合を除く）及び前項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を越えないものとし、外国の短期大学又は大学への留学により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を越えないものとする。
- 4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 卒業及び免許状

第26条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表Iに定める科目を履修して、62単位以上を取得しなければならない。

2 前項の卒業要件を満たした者が、第28条に定める免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。

3 前項の卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第27条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第28条 本学において所定の単位数を別に定める細則により修得した者は、次の免許状、資格を取得することができる。

生活未来科

介護福祉士資格

栄養士免許証

地域こども学科

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

2 教育職員免許状を得ようとする者は、学校教育法第9条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

3 生活未来科の学生で社会福祉士及び介護福祉士法第39条第一号の規定に基づく介護福祉士の資格を取得する者は、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

4 生活未来科の学生で栄養士法第2条第1項第一号の規定に基づく栄養士免許証を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか栄養士法施行規則に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

5 地域こども学科の学生で児童福祉法第18条の6第一号の規定に基づく保育士資格を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

第 8 章 入学検定料・入学金・授業料

- 第 29 条 入学を志願する者は、別表Ⅱに定める入学検定料を納めなければならない。
- 第 30 条 入学を許可された者は、別表Ⅱに定める入学金を所定の期日までに納めなければならない。
- 第 31 条 授業料等納付金は、別表Ⅱに定める年額を次の 2 期に分けて納入する。
- | | |
|-----|---------------------------|
| 前 期 | 4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで |
| 後 期 | 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで |
- 2 前項期日までに納入しない者は出席停止を命ずることがある。
- 3 第 2 6 条第 2 項の願い出が許可されたものの授業料等納付金については、別に定める。
- 4 第 1 項及び第 3 2 条の規定にかかわらず、前項の授業料等納付金は、指定された期日までに一括して納入するものとし、分納及び延納を認めない。
- 5 第 3 項の授業料等納付金が期日までに納入されない場合は、卒業延期の許可を取り消し、当該期末日を以て卒業するものとする。
- 第 32 条 授業料等を定められた期日までに納付することが困難な者については、願い出により分納又は延納を許可することがある。
- 2 前項の願い出は、納入期限までに行わなければならない。
- 第 33 条 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、各期の途中において復学する者の授業料は月割をもって徴収する。
- 第 33 条の 2 休学または退学等の学籍異動（ただし復学を除く。）を願い出る場合は、当該期の授業料等納付金を納入していなければならない。
- 第 34 条 学業成績、人物ともに優秀な学生を奈良佐保短期大学特待生として選考し、授業料等納付金の全部または一部を免除することができる。
- 2 前項の特待生の選考に関する事項は、別に定める。
- 3 授業料等納付金の免除に関する規程は、別に定める。
- 第 35 条 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料その他の納付金は原則として返還しない。
- 第 35 条の 2 家計の著しい悪化により学習の継続が困難となった学生を奈良佐保短期大学奨学生として選考し、奨学金を貸与することができる。
- 2 前項の奨学生の選考及び奨学金に関する事項は、別に定める。

第 9 章 職員組織

- 第 36 条 本学に次の職員をおく。
- 学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。

第 10 章 教授会

- 第 37 条 本学に教授会および正教授会を置く。
- 2 教授会は、学長および専任の教授、准教授、講師をもって組織する。
- 3 正教授会は、学長および専任の教授をもって組織する。
- 第 38 条 教授会は、定期に開催するほか、次の場合に学長がこれを招集、開催する。
- (1) 学長が必要と認めたとき
 - (2) 構成員の 3 分の 2 以上の要請があったとき
- 第 39 条 教授会は、次の事項を審議する。
- (1) 学長候補適任者の推薦および学長候補者の諮問に関する事項
 - (2) 学則の制定および改定に関する事項

- (3) 学科課程に関する事項
- (4) 学生の試験ならびに授業に関する事項
- (5) 入学、卒業等学生の身分に関する事項
- (6) 学生生活に関する事項
- (7) その他大学に関する重要な事項

第39条の2 正教授会は、次の場合に学長がこれを召集、開催する。

- (1) 学長が必要と認めたとき
- (2) 構成員の3分の2以上の要請があったとき

第39条の3 正教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 本学名誉教授の選考に関する事項
- (3) 教授会規則の改廃に関する事項
- (4) その他大学に関する極めて重要な事項

第40条 教授会および正教授会の議長は、学長がこれに当り、学長に事故があるときは、予め学長が指名した教授が代行する。

第40条の2 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を得て見解を求めることができる。

第41条 正教授会は、教授会および正教授会に関する規則として教授会規則を定める。

第11章 長期履修学生

第41条の2 学生が職業を有している等の事情により、第3条に定める修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

第41条の3 長期履修学生の授業料等納付金の額は別表Ⅱの2のとおりとする。

2 4年次以降は在籍料を徴収する。

第41条の4 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第12章 外国人留学生

第41条の5 日本国籍を有しない者で本学に入学することを願い出た者には、外国人留学生としてこれを許可することができる。

第41条の6 学長は、外国人留学生の授業料等納付金の額について、教授会の議によりこれを減免することができる。

2 前項の減免については、別に定める。

第41条の7 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第13章 研究生・科目等履修生・特別聴講学生・聴講生

第42条 本学において専攻事項について研究しようとする者には、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第43条 本学の授業科目の履修を願い出た者には、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第43条の2 他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学に在学中

で本学の授業科目の履修を願い出た者には、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

第44条 本学が指定する授業科目の聴講を願い出た者には、当該授業等に支障のない限りにおいて、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生には、原則として単位を認定しない。

3 所定の時間数を出席した聴講生には、聴講修了証を与える。

4 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 保健施設

第45条 本学に保健室をおく。

2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 図書館

第46条 本学に図書館をおく。

2 図書館に図書館長をおく。

3 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第16章 情報メディアセンター

第47条 本学に情報メディアセンターをおく。

2 情報メディアセンターに情報メディアセンター長をおく。

3 情報メディアセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第17章 生涯学習教育センター

第47条の2 本学に生涯学習教育センターをおく。

2 生涯学習教育センターに生涯学習教育センター長をおく。

3 生涯学習教育センターに関する規程は、別にこれを定める。

第18章 専攻科

第48条 本学に専攻科をおく。

2 専攻科は、短期大学の教育の基礎の上に、さらに深く専門分野における学術について教授しその研究を指導し、専門知識と技術を有する人材を養成することを目的とする。

第49条 専攻科に次の専攻をおく。

福祉専攻

第50条 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

福祉専攻 入学定員 30名 収容定員 30名

2 専攻科福祉専攻の修業年限は1年とする。

第51条 専攻科福祉専攻に入学できる者は、学校教育法第91条第2項により短期大学の専攻科に入学できる者であって、厚生労働大臣の指定した指定保育士養成施設を卒業し、かつ専攻科福祉専攻の入学試験に合格した者とする。

2 専攻科福祉専攻の授業科目・単位数は、別表Ⅲのとおりとする。

3 専攻科福祉専攻の修了要件は、1年以上在学し40単位以上を取得するものとする。

4 専攻科福祉専攻において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則で定める指定科目を修めるとともに、本学所定の科目および単位数を修得したものは、次の資格を得ることができる。

介護福祉士

第52条 専攻科の単位算定基準は第20条第3項による。

第53条 専攻科所定の課程修了の認定は、専攻科運営委員会の議を経て専攻科長が行う。

2 修了を認定された者には修了証書を授与する。

第54条 専攻科の入学検定料及び入学金・授業料・教育充実費の額は別表IVに定める。

2 学外実習に関する費用については別に定める。

第55条 専攻科並びに専攻科福祉専攻規則等の制定及び改定に関する事項の審議決定は教授会において行う。

第56条 専攻科に専攻科長をおく。

2 専攻科における教育運営のために専攻科運営委員会をおく。専攻科運営委員会の議長は専攻科長とする。

3 専攻科運営委員会に関する規程は別に定める。

第57条 専攻科に関する下記の事項の審議決定は専攻科運営委員会において行う。

(1) 授業、カリキュラム及び研究に関する事項

(2) 学生生活に関する事項

(3) 入学試験・入退学・休学・修了・学年末試験・賞罰等学生の身分に関する事項

(4) その他専攻科に関する重要な事項

第58条 奈良佐保短期大学専攻科福祉専攻に関する事項は、奈良佐保短期大学専攻科福祉専攻規則に定める。

第19章 日本語教育別科

第59条 本学に日本語教育別科(以下「別科」という。)をおく。

2 別科は、日本語の修得を目指す外国人に対し日本語を教授し、又、日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

第60条 別科の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 20名 収容定員 20名

2 別科の修業年限は1年とする。

第61条 別科に入学できる者は、学校教育法第90条第1項に規定する入学資格を有する者とする。

2 別科の授業科目・単位数は、別表Vのとおりとする。

3 別科の修了要件は、1年以上在学し30単位以上を取得するものとする。

第62条 別科の単位算定基準は第20条第3項による。

第63条 別科所定の課程修了の認定は、別科運営委員会の議を経て別科長が行う。

2 修了を認定された者には修了証書を授与する。

第64条 別科の入学検定料及び入学金・授業料の額は別表VIに定める。

第65条 別科並びに別科規則等の制定及び改定に関する事項の審議決定は教授会において行う。

第66条 別科に別科長をおく。

2 別科における教育運営のために別科運営委員会をおく。別科運営委員会の議長は別科長とする。

3 別科運営委員会に関する規程は別に定める。

第67条 別科に関する下記の事項の審議決定は別科運営委員会において行う。

- (1) 授業、カリキュラム及び研究に関する事項
- (2) 学生生活に関する事項
- (3) 入学試験・入退学・休学・修了・学年末試験・賞罰等学生の身分に関する事項
- (4) その他別科に関する重要な事項

第 68 条 奈良佐保短期大学日本語教育別科に関する事項は、奈良佐保短期大学日本語教育別科規則に定める。

第 20 章 賞罰

第 69 条 人物・学業とも優秀な者に対しては、これを表彰し、賞状又は賞品を授与することができる。

第 70 条 学則に違反し、又は大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にもとる行為のあった者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び除籍とする。

附 則 本学則は昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2 第 2 条に規定する学生定員は、平成 22 年度については次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
生活未来科	1 0 0	2 0 0
地域こども学科	1 0 0	2 3 0

3 上記 1 の規定にかかわらず、別表 I 専門教育科目（生活未来科）及び（幼児教育科）「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」については平成 22 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

別表Ⅴ

日本語教育別科

科 目	単位数	備 考
日本語Ⅰa	2	
日本語Ⅰb	2	
日本語Ⅱa	2	
日本語Ⅱb	2	
日本語Ⅲa	2	
日本語Ⅲb	2	
日本語Ⅳa	2	
日本語Ⅳb	2	
日本語Ⅴa	1	
日本語Ⅴb	1	
日本語Ⅵa	1	
日本語Ⅵb	1	
日本語・日本事情Ⅰ	1	
日本語・日本事情Ⅱ	1	
奈良の自然と文化Ⅰ	2	
奈良の自然と文化Ⅱ	1	
奈良の伝統工芸演習	2	
キャリアデザイン	2	
文学	2	
文書作成	1	
データ処理	1	
英語Ⅰ	1	
英語Ⅱ	1	
スポーツⅠ	1	
スポーツⅡ	1	

別表Ⅵ

日本語教育別科授業料等

入学検定料	10,000円
入学金	100,000円
授業料 (年額)	600,000円

奈良佐保短期大学履修規程

制 定：1965年4月1日

最近改正：2009年9月14日

第1章 教育課程・履修基準・開講

第1条 奈良佐保短期大学学則第19条に基づき、奈良佐保短期大学における教育課程及び履修方法等に関する規程を定める。

第2条 教育課程を基礎教養科目及び専門教育科目に大別する。それぞれの授業科目を必修科目、選択科目に分けて編成し、各年次に配当する。

第3条 基礎教養科目は、必修科目及び選択科目を合わせて12単位以上履修しなければならない。

第4条 教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状の取得を希望する者は、地域こども学科幼稚園教諭履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第5条 社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき介護福祉士資格の取得を希望する者は、生活未来科生活福祉コース介護福祉士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第5条の2 社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき社会福祉士試験受験資格の取得を希望する者は、社会福祉士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第6条 栄養士法の規定に基づき栄養士免許証の取得を希望する者は、生活未来科食物栄養コース栄養士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第7条 児童福祉法の規定に基づき保育士資格の取得を希望する者は、地域こども学科保育士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第8条 1学期における授業回数は15回を原則とする。

2 通年の学科目の授業回数は30回を原則とする。

第2章 履修登録

第9条 学生は自ら履修計画を立て、卒業及び資格取得に必要な受講科目を、指定日までに所定の手続きにより学生支援センターへ届け出なければならない。

2 届け出た履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、指定された期間内に届け出て許可を得なければならない。最終確認日を過ぎての変更又は取消は認めない。

3 履修登録は、履修登録名簿に記載されて完了する。登録が完了していない授業については単位を認定しない。

4 免許・資格取得のための学外実習の履修に当たっては、学生は各学科各コースにおいて定められた条件を満たしていなければならない。

第10条 学生が特定の科目について聴講を希望する場合は、当該授業担当教員の許可を得なければならない。ただし、この場合は試験を受けても単位は修得できない。

第11条 学生は、所属する課程以外の学科で開講されている専門教育科目を「課程外選択科目」とし

て履修することができる。

- 2 学科は、課程外選択科目として履修できる科目を決定し、あらかじめ明示しておくものとする。
- 3 課程外選択科目として修得した単位は、第4条乃至第7条に規定する免許・資格の取得に必要な単位に含めない。ただし、第5条の2に規定する社会福祉士受験資格の取得に必要な単位には含めるものとする。
- 4 課程外選択科目の履修に関しては、別に定める。

第3章 成績評価・試験・単位認定

第12条 成績評価は、その科目を修了したとき行う。ただし、1学期を越えて連続する科目の場合、学期毎に成績評価を行うことができる。

- 2 前項の評価は、特に定める場合を除いて、授業すべき時数の3分の2以上出席した者について行うものとする。

第13条 評価は原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

第14条 前期・後期それぞれの所定の期間に定期試験を行う。ただし、授業時間内に実施する試験を以て定期試験に替える場合と、レポートを以て定期試験に替える場合がある。

- 2 授業料等が期日までに納入されていない場合は、受験停止を命ずることがある。
- 3 公認欠席に関しては、別に規程を定める。
- 4 定期試験等の受験に際しては、学生証を提示しなければならない。

第15条 成績評価は、A^o、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格として単位を認定し、Dを不合格として単位を認定しない。A^o、A、B、Cの評価を得た者には、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

- 2 学生の修得した評価は、成績原簿に記録する。

第16条 病気その他、正当な理由により定期試験等を受けることができなかつた者は、指定の期間内にその理由を明記して追試験願を提出し、その理由が認められれば追試験を受けることができる。

- 2 追試験の成績評価は、原則としてA以下とする。
- 3 公認欠席による追試験の場合は前項を適用しない。
- 4 定期試験に代わる授業時間内試験を欠席した学生は、原則として追試験の対象とする。

第16条の2 追試験を受験しようとするものは、別表に定める追試験手数料を納付しなければならない。

- 2 追試験受験の際は、追試験受験票を呈示しなければならない。
- 3 追試験がレポート提出の場合は、レポートに追試験受験票を添付しなければならない。

第17条 成績評価がDであった者に対し、再試験を実施することができる。再試験を受けようとする者は指定の期間内に再試験願を提出しなければならない。

- 2 再試験の成績評価は原則としてC以下とする。

第17条の2 再試験を受験しようとするものは、別表に定める再試験手数料を納付しなければならない。

2 再試験受験の際は、再試験受験票を呈示しなければならない。

3 再試験がレポート提出の場合は、レポートに再試験受験票を添付しなければならない。

第18条 試験に際し、不正行為をした学生については当該科目の成績をDとし、再試験を認めない。
不正行為の認定については、別に定める。

第19条 休学したものは、その学期の試験を受けることができない。

第20条 大学又は短期大学卒業者の単位認定については、既修得単位認定に関する取扱要領による。

第21条 単位互換の実施に当たっては、相手の短期大学又は大学と事前の協議を行い、教授会の議を経て協定を定めるものとする。

2 協議内容は、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、履修の手続き、単位の認定方法、学生の身分、授業料等とする。

第4章 卒業・規程の改定

第22条 卒業延期となった学生が、その次年度（留年している年度）前期に未修単位を修得し卒業要件を充足した場合は、留年している年度の前期末（9月末日）付で卒業を認める。

第23条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成13年4月1日以降入学した学生から適用する。

改正附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、施行日に在籍する学生から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第15条から第18条に係る改正については、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

改正附則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、施行日に在籍する学生から適用する。

改正附則

- 1 この規程は、平成21年7月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
ただし、平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条及び第10条の改正は、平成20年4月1日から適用する。

改正附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別 表

受験手数料

種別	手数料
追試験	1000円
再試験	1000円

生活未来科生活福祉コース 介護福祉士履修細則

制 定：平成12年 4月 1日
最近改正：平成21年 7月13日

- 第1条 学則第28条第3項及び履修規程第5条に基づき、生活未来科生活福祉コース介護福祉士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。
- 第2条 生活未来科生活福祉コース（以下「本コース」という。）は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する介護福祉士学校とする。
- 2 本コースは、介護福祉士の養成を目的とする。
- 第3条 本コースの在籍者で、介護福祉士資格を得ようとする者は、本コースにおいて修業年限2年以上を必要とするものとする。
- 第4条 本コースの在籍者で、介護福祉士資格を得ようとするものは、学則第26条の規定によるほか、本細則別表に掲げる社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第三号に基づき本学が定めた学科目について、必修74単位選択8単位以上を履修しなければならない。
- 第5条 本コース履修の認定は、所定時間についての出席（介護実習については5分の4以上、それ以外の学科目については3分の2以上の出席）、試験（卒業試験を含む）、報告書（介護実習については実習評価）その他による成績審査に合格した者とする。
- 第6条 学則第43条の規定に係らず、本コースにおいては科目等履修生を認めない。
- 第7条 本コースの入学定員は50名とし、1学年1学級とする。

附 則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

改正附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第三号により定める学科目

科 目 名	講義 演習 実習	時 間 数	単位数		科 目 名	講義 演習 実習	時 間 数	単位数	
			必 修	選 択				必 修	選 択
人権と差別	講義	30	2		家事支援の技法Ⅰ・被服	演習	30	1	
コミュニケーション演習	演習	30	1		家事支援の技法Ⅱ・栄養	講義	15	1	
社会学	講義	30	2		家事支援の技法Ⅲ・調理	演習	30	1	
社会福祉概論	講義	30	2		介護過程Ⅰ	講義	30	2	
生命のつながり	講義	30		2	介護過程Ⅱ	演習	30	1	
キャリア ナビⅡ	講義	30		2	介護過程Ⅲ	演習	30	1	
くらしの文化史	講義	30		2	介護過程Ⅳ	演習	60	2	
グリーンプランニングⅠ	講義	30		2	介護総合演習Ⅰ	演習	30	1	
日本の憲法	講義	30		2	介護総合演習Ⅱ	演習	30	1	
社会福祉施設経営	講義	30		2	介護総合演習Ⅲ	演習	60	2	
介護概論Ⅰ	講義	30	2		介護実習Ⅰ	実習	136	3	
介護概論Ⅱ	講義	30	2		介護実習Ⅱ	実習	172	4	
高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	30	2		介護実習Ⅲ	実習	160	4	
生活レクリエーション	講義	30	2		発達と老化の理解	講義	30	2	
介護予防	講義	30	2		高齢者の心理	講義	30	2	
セラピー概論	講義	30	2		認知症の理解Ⅰ	講義	30	2	
コミュニケーションの基本	講義	30	2		認知症の理解Ⅱ	講義	30	2	
点字・手話	演習	60	1		障害の理解Ⅰ	講義	30	2	
生活支援技術Ⅰ	演習	60	2		障害の理解Ⅱ	講義	30	2	
生活支援技術Ⅱ	演習	60	2		こころとからだのしくみⅠ	講義	30	2	
生活支援技術Ⅲ	演習	60	2		こころとからだのしくみⅡ	講義	30	2	
生活経営・管理の技法	講義	15	1		こころとからだのしくみⅢ	講義	30	2	
居住環境整備の技法	演習	30	1		こころとからだのしくみⅣ	講義	30	2	

生活未来科食物栄養コース 栄養士履修細則

制 定：昭和42年4月1日
最近改正：平成21年7月13日

第1条 学則第28条第4項及び履修規程第6条に基づき、生活未来科食物栄養コース栄養士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条 生活未来科食物栄養コース（以下「本コース」という。）は厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設とする。

2 本コースは栄養士の養成を目的とする。

第3条 本コースの在籍者で、栄養士免許証を得ようとする者は、本コースにおいて修業年限2年以上を必要とするものとする。ただし、学則第13条の規定により、本コースに転学を志望する者で、栄養士養成施設のある他の大学に在籍し、栄養士法施行規則に規定されている所要の学科目の残余を本コースにおいて履修することが可能であると認められた者に限り、転学を許可することがある。

第4条 本コースの在籍者で、栄養士免許証を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、本細則別表に掲げる栄養士法施行規則第9条第一号に基づき本学が定めた必修52単位を修得しなければならない。

第5条 本コース履修の認定は、所定時間についての出席、試験、報告書、実験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第6条 本コースの入学定員は50名とし、1学年1学級とする。

附 則 この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

改正附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 栄養士法施行規則第9条第一号により定める必修科目及び単位数

科目名	講義 演習 演習	時間 数	単位数		科目名	講義 演習 実習	時間 数	単位数	
			必 修	選 択				必 修	選 択
《法規定科目》					食事療法論	講義	30	2	
社会福祉概論	講義	30	2		食事療法実習	実習	45	1	
公衆衛生学	講義	30	2		公衆栄養学	講義	30	2	
人体の構造と機能Ⅰ	講義	30	2		給食実務論	講義	30	2	
人体の構造と機能Ⅱ	講義	30	2		給食計画論	講義	30	2	
生理学実習	実習	45	1		給食管理実習	実習	90	2	
運動生理学	講義	30	2		学外実習Ⅰ	実習	40	1	
生化学	講義	30	2		学外実習Ⅱ	実習	40		1
生化学実験	実習	45	1		食品衛生学	講義	30	2	
食品科学	講義	30	2		食品衛生学実習	実習	45	1	
食品材料科学(加工学を含む)	講義	30	2		調理学	講義	30	2	
食品学実験	実習	45	1		調理実習Ⅰ	実習	45	1	
基礎栄養学	講義	30	2		調理実習Ⅱ	実習	45	1	
応用栄養学	講義	30	2		調理実習Ⅲ	実習	45	1	
応用栄養学実習	実習	45	1		《その他の専門科目》				
栄養指導論Ⅰ	講義	30	2		食料経済	講義	30		2
栄養指導論Ⅱ	講義	30	2		育児学	講義	30		2
栄養指導論実習Ⅰ	実習	30	1		食品微生物学	講義	30		2
栄養指導論実習Ⅱ	実習	30	1		ゼミナールⅠ	演習	60		2
臨床栄養学	講義	30	2		ゼミナールⅡ	演習	60		2

地域こども学科 幼稚園教諭履修細則

制 定：平成14年4月1日
最近改正：平成22年3月15日

第1条 学則第28条第2項及び履修規程第4条に基づき、地域こども学科幼稚園教諭履修細則(以下「本細則」という。)を定める。

第2条 学則第2条に規定する本学地域こども学科(以下「本学科」という。)は、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

第3条 本学科の在籍者で、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、短期大学士の学位を取得しなければならない。

第4条 本学科の在籍者で、教育職員免許状を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、学則別表I教養科目のうち日本の憲法2単位、健康スポーツ論1単位、健康スポーツ実習1単位、外国語2単位、情報処理演習2単位を含む12単位以上及び本細則別表に掲げる教育職員免許法第5条別表第一及び同法施行規則第2条、第6条の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修31単位選択19単位以上を修得しなければならない。

第5条 本学科の履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。1コマ2時間(90分) 10,000円

附 則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

改正附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 教育職員免許法施行規則第2条及び第6条の規定により定める学科目

科 目 名	講義 演習 実習	単位数		科 目 名	講義 演習 実習	単位数		
		必 修	選 択			必 修	選 択	
音楽Ⅰ	演習	2		保育(表現・音楽Ⅰ)	演習	1		} 2単位 選択必修
音楽Ⅱ	演習		2	保育(表現・幼児造形Ⅰ)	演習	1		
音楽Ⅲ	演習		2	保育(表現・身体表現Ⅰ)	演習	1		
造形美術	演習	1		保育(表現・音楽Ⅱ)	演習		1	
体育	演習	1		保育(表現・幼児造形Ⅱ)	演習		1	
国語	講義		2	保育(表現・身体表現Ⅱ)	演習		1	
こどもと自然	講義		2	保育方法	演習		1	
生活	講義		2	障害児保育	演習		1	
文章作法	講義		2	教育方法メディア論	講義	2		
保育原理A	講義		2	こどもの発達相談	講義		2	
保育原理B	講義		2	幼児理解	演習	1		
教職論	講義	2		保育相談	講義	1		
教育原理	講義	2		障害児理解	講義		2	
発達心理学	講義	2		合唱	演習		1	
発達臨床心理学	講義		2	器楽合奏	演習		1	
教育心理学	講義		2	レクリエーション指導法	演習		1	
精神保健	講義		2	児童文化	演習		1	
家族援助論	講義		2	環境教育フィールド演習	演習		1	
保育課程総論	演習	1		ゼミナールⅠ	演習		2	
保育(健康)	演習	1		ゼミナールⅡ	演習		2	
保育(人間関係)	演習	1		保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2		
保育(環境)	演習	1		教育実習	実習	5		
保育(言葉)	演習	1						

地域こども学科 保育士履修細則

制 定：平成13年 3月 5日
最近改正：平成22年 3月15日

- 第1条 学則第28条5項及び履修規程第7条の規定に基づき、地域こども学科保育士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。
- 第2条 学則第2条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設とする。
- 2 本学科は幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。
- 第3条 本学科の在籍者で、保育士資格を得ようとする者は本学科において修業年限2年以上を必要とするものとする。
- 第4条 本学科の在籍者で、保育士資格を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、学則別表Ⅰ基礎教養科目のうち外国語2単位、健康・スポーツ論1単位、健康・スポーツ実習1単位を含め12単位以上及び本細則別表に掲げる児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修50単位選択10単位以上を修得しなければならない。
- 第5条 本学科履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。
- 第6条 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、40時間の実習をもって1単位とする。

附 則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号の規定により定める学科目

科 目 名	講義 演習 実習	単位数		科 目 名	講義 演習 実習	単位数	
		必 修	選 択			必 修	選 択
社会福祉	講義	2		保育（表現・身体表現Ⅰ）	演習		1
社会福祉援助技術	演習	2		保育（表現・身体表現Ⅱ）	演習		1
児童福祉	講義	2		保育方法	演習		1
保育原理A	講義	2		乳児保育	演習	2	
保育原理B	講義	2		障害児保育	演習	1	
養護原理	講義	2		養護内容	演習	1	
障害者福祉	講義		2	こどもの発達相談	講義		2
教育原理	講義	2		幼児理解	演習		1
発達心理学	講義	2		保育相談	講義		1
発達臨床心理学	講義		2	障害児理解	講義		2
教育心理学	講義	2		音楽Ⅰ	演習	2	
小児保健A	講義	2		音楽Ⅱ	演習		2
小児保健B	実習	2		音楽Ⅲ	演習		2
小児保健実習	演習	1		造形美術	演習	1	
小児栄養	講義	2		体育	演習	1	
精神保健	講義	2		文章作法	講義		2
家族援助論	演習	2		器楽合奏	演習		1
保育課程総論	演習	1		レクリエーション指導法	演習		1
保育（健康）	演習	1		児童文化	演習		1
保育（人間関係）	演習	1		環境教育フィールド演習	演習		1
保育（環境）	演習	1		保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	
保育（言葉）	演習	1		保育実習Ⅰ	実習	5	
保育（表現・音楽Ⅰ）	演習	1		保育実習Ⅱ			2
保育（表現・音楽Ⅱ）	演習		1	保育実習Ⅲ	実習		2
保育（表現・幼児造形Ⅰ）	演習		1	相談援助演習Ⅰ	演習		2
保育（表現・幼児造形Ⅱ）	演習		1	相談援助演習Ⅱ	演習		2

2単位
選択必修

社会福祉士履修細則

制定：平成21年9月14日

第1条 履修規程第5条の2に基づき、社会福祉士履修細則を定める。

第2条 社会福祉士試験受験資格を得ようとする者は、生活未来科生活福祉コースソーシャルワーククラス又は地域こども学科保育ソーシャルワークコースに在籍し、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号に規定する指定科目に基づき本学が定めた学科目について、必修42単位を修得しなければならない。

第3条 1学年の定員、学級数は次のとおりとする。

生活未来科生活福祉コースソーシャルワーククラス	10名	1学級
地域こども学科保育ソーシャルワークコース	20名	1学級

第4条 単位修得の認定は、所定時間についての出席、試験、実習評価、その他成績審査により行う。

附 則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号に規定する指定科目に基づき定める学科目

科目名	講義 演習 実習	時間 数	単 位		備 考
			必 修	選 択	
心理学	講義	30	2		いずれか1科目選択
社会学	講義	30	2		
社会福祉概論	講義	30	2		いずれか1科目選択
社会福祉	講義	30	2		
社会調査法	講義	30	2		
相談援助の基盤と専門職	講義	30	2		
相談援助の理論と方法	講義	30	2		
地域福祉の理論と方法	講義	30	2		
福祉行政と福祉計画	講義	30	2		
社会福祉施設経営	講義	30	2		
社会保障	講義	30	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	30	2		
障害者福祉	講義	30	2		
児童福祉	講義	30	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度	講義	30	2		
保健医療サービス	講義	30	2		
更生保護制度	講義	30	2		
相談援助演習Ⅰ	演習	30	1		
相談援助演習Ⅱ	演習	120	4		
相談援助実習指導	実習	90	3		
相談援助実習	実習	184	4		

公認欠席に関する内規

制 定：平成13年11月12日

最近改正：平成19年 5月14日

第1条 奈良佐保短期大学履修規程第14条第3項による公認欠席に関するものは、この内規による。

第2条 次に該当する場合は公認欠席として認定する。

- 一 学校伝染病（別表）
- 二 忌引

第3条 前条のそれぞれの手続きを次のように定める。

- 一 学校伝染病：教務部に電話等により連絡する。完治後1週間以内に、診断書を添えて公認欠席願を教務部に提出する。認定されたものについて、教務部から教科担当教員に通知する。診断書は学生部で保管する。
- 二 忌引：教務部に電話等により連絡する。登学後1週間以内に、所定の書類を添えて公認欠席願を教務部に提出する。認定されたものについて、教務部から教科担当教員に通知する。

第4条 公認欠席の期間を次の通り定める。

- | | |
|---------|---------------|
| 一 学校伝染病 | 診断書に記載されている期間 |
| 二 忌引 | 父母・配偶者・子 7日 |
| | 祖父母・兄弟姉妹 3日 |
| | 伯叔父母・曾祖父母 1日 |
| | 同居の親族 1日 |

改正

この内規は2002年4月1日より施行する。

改正附則

この内規は、平成19年5月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）

インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 コレラ
細菌性赤痢 腸チフス パラチフス

所属課程以外の専門教育科目履修に関する内規

制 定：平成16年11月8日

最近改正：平成21年7月13日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）は、本学履修規程第11条に基づき、学生の修学の幅を拓げ、より豊かな勉学の機会を提供するため、その学生が所属する課程以外の学科で開講されている専門教育科目の履修を認める。

2 前項の履修に関することは、この内規による。

(科目の設定)

第2条 学科は、本学履修規程第11条の2第2項に基づき、その課程以外の学生に履修を認める専門教育科目を、「課程外選択科目」として決定し、学生に明示する。

2 専攻科開講科目は、課程外選択科目の対象としない。

3 専攻科にはこの制度を適用しない。

(受講条件の設定)

第3条 学科は、課程外選択科目の履修に関し、学修上必要と認められる範囲内で受講条件等を設定することができる。

(単位の扱い)

第4条 課程外選択科目として修得した単位は、30単位を限度として、卒業要件に必要な単位とすることができる。

2 課程外選択科目として修得した単位は、次の各号の免許・資格に必要な単位に含めることができない。

一 介護福祉士資格

二 栄養士免許証

三 幼稚園教諭二種免許状

四 保育士資格

(履修登録)

第5条 課程外選択科目の履修登録は、通常の履修登録と同じとする。

(学籍簿)

第6条 課程外選択科目として修得した科目の単位数および成績評価は、学籍簿に課程外選択科目の欄を設け、記載する。

2 備考欄に、その科目を開講した学科名を記入する。

(成績証明)

第7条 課程外選択科目として修得した科目の単位数および成績評価は、単位修得証明書に課程外選択科目の欄を設け、記載する。

2 備考欄に、その科目を開講した学科名を記入する。

3 第1項の規定にかかわらず、成績証明が第4条第2項の各号の免許・資格取得にかかわる場合は、課程外選択科目について記載しない。

(改正)

第8条 この内規の改廃は、教務委員会が行う。

(雑則)

第9条 課程外選択科目の履修に関し、この内規に規定されていない事項については学則および履修規程を準用する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、施行日に在籍する学生から適用する。

改正附則

この内規は、平成21年4月1日から施行し、施行日に在籍する学生から適用する。

改正附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

奈良佐保短期大学優秀学生表彰規程

制定 平成14年9月9日

第1条 奈良佐保短期大学学則（昭和40年4月1日制定）第59条に基づき、奈良佐保短期大学（以下「本学」という）学生の表彰に関する規定を定める。

第2条 本規定は優秀学生として表彰することにより、勉学への向上心を高め、全学生の模範となるような自覚を促し、他の学生への励みともなり、ひいては全学的に教育効果を高める事を目的とする。

第3条 表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 特待生

(2) 井田康子賞

第4条 本学の学生として高い資質を有し、学業成績が優れ、リーダーシップを発揮することのできる学生を特待生として表彰する。

2 特待生は授業料の一部を免除する。

3 特待生の選考は特待生選考委員会において行い、教授会の議を経て決定する。

4 特待生選考委員会に関する事項は別に定める。

第5条 本学1回生で人物、学業成績ともに優れ出席状況が良好で、他の学生の模範となる学生に井田康子賞を贈りこれを表彰する。

2 井田康子賞受賞者には表彰状と奨学金を授与する。

3 井田康子賞奨学金は、本学教員であった井田康子氏から寄贈された基金を財源とする。

4 井田康子賞の選考は井田康子賞選考委員会において行い、教授会の議を経て決定する。

5 井田康子賞選考委員会に関する事項は別に定める。

第6条 この規定の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則 この規定は、平成14年10月1日から施行する。

奈良佐保短期大学授業料等免除規程

制 定：平成15年6月 9日

最近改正：平成19年4月16日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学学則(昭和40年4月1日制定。)第34条第3項に基づき、奈良佐保短期大学授業料等免除に関する規程(以下「本規程」という。)を制定する。

2 本規程は、奈良佐保短期大学(以下「本学」という。)に入学しようとし、または在学する学生のうち、学業成績、人物ともに優秀な学生で経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等を免除することにより、勉学への向上心を高め、修学を援助し、ひいては本学の教育の振興に寄与することを目的とする。

(免除対象者)

第2条 授業料等の免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

- 一 入学時特待生(特待生選考委員会規程第4条第一号に係る特待生)
- 二 入学後特待生(特待生選考委員会規程第4条第二号に係る特待生)
- 三 本学を卒業し、その後他学科および他専攻または専攻科に再び入学しようとする者
- 四 社会人特待生(社会人入学試験により本学に入学した者)

2 前項第一号、第二号および第四号の特待生の選考は、特待生選考委員会規程に基づき、特待生選考委員会が行う。

(免除の範囲)

第3条 免除する授業料等は次のとおりとする。

- 一 前条第1項第一号の場合は入学金
- 二 前条第1項第二号の場合は授業料
- 三 前条第1項第三号の場合は入学金
- 四 前条第1項第四号の場合は授業料

2 前項の免除の金額は、予算の範囲内で総務委員会の議を経て学長が決定する。

(手続き)

第4条 本規程により授業料等の免除を希望する者は、所定の手続きにより学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の手続きに関しては別に定める。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、教授会の議を経て総務委員会が行うものとする。

附 則

- 1 本規程は平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成9年9月1日制定の奈良佐保女学院短期大学授業料等免除規程は廃止する。

改正附則

本規程は平成16年7月1日から施行する。

改正附則

本規程は平成19年4月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

奈良佐保短期大学奨学金貸与規程

制定：平成 15 年 1 月 27 日

第 1 条 奈良佐保短期大学学則（昭和 40 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）第 3 5 条の 2 第 2 項に基づき、奨学金の貸与に関する規程（以下「本規程」という。）を定める。

第 2 条 本規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）学生（但し、専攻科生、科目等履修生、長期履修学生等を除く。）が経済的困難に陥り、学修の継続が危ぶまれる場合に、その学生を支援し、学修を全うさせることを目的とする。

第 3 条 前条に定める目的を達成するために、次の各号に定める要件を満たす者に、奨学金を貸与する。

- (1) 経済的状況の著しい悪化により、修学が困難になった者
- (2) 学業の継続の意思が強固である者
- (3) 成績が良好である者

第 4 条 本学から奨学金の貸与を受ける者（以下「本学奨学生」という。）は、若干名とする。

第 5 条 本学奨学生となった者に、授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の年額 2 分の 1 以内に相当する金額を、奨学金として無利子で貸与する。

2 貸与する額は、別に定める奈良佐保短期大学奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）及び教授会で審議し、学長が決定する。

第 6 条 本学奨学生になることを希望する者は、原則として 8 月又は 2 月末日までに、奈良佐保短期大学奨学生申請書（以下「申請書」という。別紙様式 1）及び経済的状況を証明する書類等を学生部に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 3 2 条第 1 項に規定する授業料等の分納又は延納が許可された者が、経済的状況の急激な悪化により授業料等の納入が困難となった場合は随時に申請することができる。申請書及びその他の書類等は前項に挙げる書類とする。

3 前 2 項に規定する以外の学生で、経済的状況の急激な悪化により授業料等の納入ができなくなった場合は随時に申請することができる。申請書及びその他の書類等は第 1 項に挙げる書類等とする。

第 7 条 本学奨学生の選考は、前期及び後期毎に行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項及び第 3 項による申請があった場合、委員会は臨時に本学奨学生の選考を行うことができる。

3 本学奨学生であった者が引き続き本学奨学生となること及び本学以外の奨学生となること並びに本学以外の奨学生である者が本学奨学生となることは妨げない。

第 8 条 学生部長は、奨学生が決定したときは、すみやかに当該申請者に対して奨学生決定通知書（別紙様式 2）により通知するとともに、ただちに事務部長に奨学生決定連絡書（別紙様式 3）により連絡するものとする。

2 前項により連絡を受けた事務部長は、当該本学奨学生の未納の授業料等に充当するため、本学の口座の振り込み領収書を本学奨学生へ送付して奨学金の交付を完了するものとする。

3 領収書の送付を受けた本学奨学生は、領収書を受領した日から 3 0 日以内に借用書（別紙様式 4）を事務部に提出しなければならない。

- 4 前項に定めた期限までに借用書を提出しない場合は、本学奨学生の決定を取消すものとする。
 - 5 本学奨学生の決定を取消された者は、すみやかに未納の授業料等を納入するものとする。
- 第9条 本学奨学生はその在学中又は卒業後において、本人、保証人、連帯保証人の住所、氏名等、借用書の記載内容に異動があった場合は、すみやかに事務部に届出なければならない。
- 2 前項のうち、保証人及び連帯保証人に異動があった場合は、当該保証人等の同意を得、署名、押印のうえ届出るものとする。
- 第10条 本学奨学生は本規程に定める奨学金について、本学卒業後返還の義務を負うものとし、卒業後10年以内に全額を返還しなければならない。
- 第11条 奨学金の返還は、月払い、半年払い又は年払いとし、奨学金総額を返還回数で除した金額を下ることはできない。
- なお、1回の返還金額に100円未満の端数が生じるときは、その端数の合計を初回に合算して返還するものとする。
- 2 繰り上げて返還することは、差し支えない。
 - 3 本学奨学生は、奨学金を返還する月を年払いの場合は1つ、半年払いの場合は2つ指定し、指定した月末までに本学が指定する預金口座へ振り込むものとする。
- 第12条 本学は、奨学金の返還が2月以上滞っている場合は、本学奨学生に対し返還の督促を行うものとする。
- 2 前項の督促後1月が経過してもなお返還が滞る場合は、本学奨学生及び保証人並びに連帯保証人に返還を請求するものとする。
 - 3 前項の返還の請求は毎月行うものとする。
- 第13条 前条による手続きによってもなおその返還が滞る場合は、本学奨学生及び保証人並びに連帯保証人に対し、訴訟により返還を求めるものとする。
- 第14条 本規定の改廃は教授会の議を経て委員会が行う。
- 第15条 本規定に定める選考に関する業務は委員会が行い、事務は学生部が処理し、交付、返還に関する業務及び事務は、事務部が行う。

附 則 本規程は平成15年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学外国人留学生規程

制 定：平成19年12月3日

最近改正：平成21年 1月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第41条の7の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関して必要な事項を定める。

(種類)

第2条 前条の留学生は、学則第2条に規定する学生及び科目等履修生の二種類とする。

2 留学生については、長期履修学生を認めない。

(入学資格)

第3条 奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）に留学生として入学することのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- 一 日本国籍を有しない者
- 二 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれと同等以上の資格を有する者
- 三 出入国管理及び難民認定法において、「留学」若しくは「就学」の在留資格を有する者、又はそれ以外の在留資格を有する者で入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 四 入学後の修学に必要な日本語能力を有する者

(出願)

第4条 留学生として本学に入学を志願する者は、正式出願に先立ち、所定のエントリーシート（留学の目的その他の必要事項を記載したもの）及び経費支弁書を提出し、志望学科の教員の面談を受けるものとする。

2 前項の面談を経て正式出願を許可された者は、出願に当たって次の各号の書類を提出するものとする。

- 一 入学志願票及び受験票（本学所定の様式による）
- 二 外国における最終出身学校の卒業（修了）証書又は同証明書及び成績証明書
- 三 日本語を修得していることの証明書
- 四 外国人登録証明書
- 五 写真
- 六 その他本学が必要と認める書類

(選考)

第5条 留学生の入学選考は、日本語能力確認のための小論文と面接をもって行う。

(入学許可)

第6条 学長は、前条の試験結果に基づき、教授会の議を経て入学を許可する。

(入学書類・納付金)

第7条 入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

(在籍年数の制限)

第8条 2年の修業年限を経過した時、卒業に必要な単位数が20単位を超えて不足している者は、原則として以後の在籍を認めない。

2 留学生が2年の修業年限を越えて在籍できる期間は、学則第3条第1項ただし書きの規定に関わらず、原則として1年に限る。

(授業料等の減免)

第9条 学長は、学則第41条の6に基づき、留学生の授業料等納付金を減免することができる。

2 前項の減免については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入居保証)

第10条 留学生の修学を支援するため、本学に民間宿舍入居保証制度を設ける。

2 前項の運用に必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第11条 留学生が在留資格を失った場合は、遅滞なくこれを除籍するものとする。

2 留学生が無届けで3ヵ月以上欠席したときは、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

(学則等の適用)

第12条 留学生に関しては、この規程に定めるもののほか学則その他の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月3日から施行し、12月1日から適用する。

改正附則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

奈良佐保短期大学長期履修学生規程

制定：平成 14 年 12 月 16 日

第 1 条 奈良佐保短期大学学則（昭和 40 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という）第 41 条の 4 に基づき、長期履修学生に関する規程を定める。

第 2 条 長期履修学生の在学期間は 3 年以上 8 年以内とする。

第 3 条 長期履修学生が登録できる単位数は 1 期あたり 12 単位を限度とする。ただし、資格取得のために履修する単位についてはこの限りでない。

第 4 条 長期履修学生として入学を希望する者は、履修計画とそれに基づく長期履修学生としての受け入れの可否について、出願前に面談を受けなければならない。

2 前項の面談により許可を得た者が、長期履修学生として出願できるものとする。

第 5 条 入学時の履修計画を変更する必要がある場合は、所定の期日までに教務部に願い出るものとする。

2 前項の願い出のあった者について、学長は教授会の議を経てこれを許可する。

3 変更の時期は 4 月とする。

4 第 1 項の変更が在学年限の短縮である場合は、指定された期日までに別途必要な授業料等納入金を納めなければならない。

第 6 条 長期履修学生として入学した者のうち学則第 3 条第 1 項の適用を受ける学生への変更を希望する者は、所定の期日までに願い出るものとする。

2 前項の願い出のあった者について、学長は教授会の議を経てこれを許可する。

3 変更の時期は 4 月とする。

4 変更を許可された者は、指定された期日までに別途必要な授業料等納入金を納めなければならない。

第 7 条 学則第 3 条第 1 項の適用を受ける学生として入学した者のうち長期履修学生への変更を希望する者は、所定の期日までに願い出るものとする。

2 前項の願い出のあった者について、学長は教授会の議を経てこれを許可する。

3 変更の時期は 4 月とする。

第 8 条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか学則を準用する。

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則 この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

奈良佐保短期大学特別聴講学生規程

制 定：平成14年6月10日

最近改正：平成20年7月14日

第1条 奈良佐保短期大学学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第43条の2第3項に基づき特別聴講学生に関する規程を定める。

第2条 他の短期大学又は大学の学生で、本学における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき特別聴講学生として受け入れることができる。

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、各学期の始まる2か月前までに所属の大学を通じて次の書類を提出するものとする。

一 特別聴講学生志願書（第1号様式）

第4条 特別聴講学生を志望したものについて、書類審査により選考を行う。

2 前項の選考に合格した者について、学長は教授会の議を経て入学を許可する。

第5条 入学を許可された者は別に定める期間内に所定の書類を提出するとともに第8条第2項に定める聴講料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学と特別聴講学生の所属大学との協議に基づき聴講料を免除することがある。

第6条 特別聴講学生の入学は学年又は学期の始めとする。

第7条 特別聴講学生の履修期間は、6月又は1年とし、特別聴講学生が履修する授業科目の開講年度又は開講学期の間とする。

第8条 入学検定料、入学金は徴収しない。

2 聴講料は次のとおりとする。

聴講料 講義・演習 1単位につき 10,000円

実習 1単位につき 20,000円

3 一旦納入した聴講料は原則として返還しない。

第9条 実験、実習に関する費用は別に徴収する。

第10条 授業科目を聴講し、その試験に合格した者には、単位を与える。

2 単位を与えた科目について単位修得証明書を発行する。

第11条 この規程に定められていない事項については学則及び履修規程を準用する。

2 特別聴講学生として入学を許可された者には、特別聴講学生証を発行する。

附 則

この規程は、2002年10月1日より施行する。平成10年4月1日施行の研究生・科目等特別聴講学生・特別聴講学生規程第3章は廃止する。

改正附則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

奈良佐保短期大学科目等履修生規程

制 定：平成 14 年 6 月 10 日

最近改正：平成 19 年 2 月 19 日

第 1 条 奈良佐保短期大学学則（昭和 40 年 4 月 1 日制定。以下『学則』という。）第 43 条第 3 項に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する規程を定める。

第 2 条 履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等学校卒業者
- 二 前号と同等以上の学力があると認められる者

2 保育士資格取得を目的とする履修生の出願資格は、厚生労働省の指定する指定保育士養成施設を卒業し、かつ卒業後 1 年以内であることとする。

第 3 条 履修生を志願する者は、毎年 3 月 1 日から 3 月 10 日まで、および 9 月 1 日から 9 月 10 日までの出願期間内に、次の書類に第 8 条第 1 項に定める検定料を添えて学長に願出しなければならない。

- 一 科目等履修生志願書（1 号様式）
- 二 履歴書（写真添付）（2 号様式）
- 三 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- 四 最終学校の成績証明書
- 五 勤務のあるものは所属長の承諾書

2 奈良佐保短期大学を卒業した者が履修生として出願する場合、前項第三号および第四号の書類の提出は要しない。

第 4 条 前条の手続きにより履修生を志望した者について、書類選考のほか、必要に応じて学力検査、実技検査および面接を行うことがある。

2 前項の選考に合格した者について、学長は教授会の議を経て入学を許可する。

第 5 条 入学を許可された者は第 8 条第 1 項に定める履修生登録料および履修料を、次に定める期限までに納入しなければならない。

- 一 前期科目 4 月 30 日
- 二 後期科目 10 月 31 日

2 入学を許可された者が、辞退する場合は前項の期限までに事情により科目等履修生入学辞退届（3 号様式）を提出しなければならない。

第 6 条 履修生の入学は学年または学期の始めとする。

第 7 条 履修生の履修期間は、原則として、6 月または 1 年とし 2 年を超えることができない。

2 入学を許可された期間内に新たに他の科目を履修しようとする者は、第 3 条第 1 項に定める期間内に、履修科目追加願（4 号様式）を提出し、改めて許可を得なければならない。

3 第 1 項の履修期間終了後、なお引き続き履修生として他の科目を履修しようとする

者は、科目等履修生履修期間延長願（5号様式）とともに履修科目追加願を提出し許可を得なければならない。

4 前2項の手続きは、第3条第1項に定める期間内に行うものとする。

第7条の2 単位認定されなかった履修科目について再履修を希望する者は、科目等履修生履修期間延長願とともに科目等履修生科目再履修願（6号様式）を第3条第1項に定める期間内に提出し、再履修について許可を得なければならない。

2 前項の願い出があった場合、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。

3 第1項によって再履修が認められた科目については、履修期間終了後1年以内に限り、期間が連続しない場合でも第8条第1項に定める入学検定料および履修生登録料は新たに徴収しないものとする。

第8条 入学検定料、履修生登録料および履修料は、次のとおりとする。

一 入学検定料 5,000円

二 履修生登録料 10,000円

三 履修料 講義・演習 1単位につき 10,000円
実習 1単位につき 20,000円

2 一旦納入した入学検定料、履修生登録料および履修料は原則として返還しない。

3 第7条第2項および第3項により他の科目を履修する場合は、改めて履修料を徴収する。

4 第7条の2第1項および第3項により再履修する科目については、改めて履修料を徴収する。

第9条 実験および実習に関する費用は別に徴収する。

2 履修に要する特別の費用は、履修生の負担とする。

第10条 退学する場合は、科目等履修生退学願（7号様式）を提出しなければならない。

第11条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、単位を与える。

2 学長は単位を与えた科目について単位修得証明書を発行する。

第12条 履修生が本学において履修できる科目の総単位数は、15単位以内とする。

ただし、学外実習の履修は原則として認めない。

第13条 この規程に定められていない事項については、学則および履修規程を準用する。

2 履修生として入学を許可された者には、科目等履修生証を発行する。

附 則 この規程は、平成14年10月1日から施行する。平成7年4月1日施行の研究生・科目等履修生・特別聴講学生規程第2章は廃止する。

改正附則 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

改正附則 この規程は、平成16年9月1日から施行する。

改正附則 この規程は、平成19年3月1日から施行する。

奈良佐保短期大学卒業延期制度規程

制 定：平成20年3月10日

最近改正：平成21年2月 9日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学学則(昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。)第26条第3項に基づき、卒業延期制度に関する規程を制定する。

2 本規程において、学則第48条に定める専攻科生については「卒業」を「修了」、「教授会」を「専攻科運営委員会」と読み替えるものとする。

第2条 学則第2条第1項に定める学科の学生で、同第26条第1項に定める卒業要件を満たす者又は第48条に定める専攻科生で第51条第3項の修了要件を満たす者が、次の各号の免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出る場合は、この規程によるものとする。

- 一 介護福祉士資格
- 二 栄養士免許証
- 三 幼稚園教諭二種免許状
- 四 保育士資格

2 学則第41条の2に定める長期履修学生及び同第41条の5に定める外国人留学生については、この制度を適用しない。

(適用条件)

第3条 学科の学生で前条第1項の願い出をする者は、次の各号すべてを満たしている者とする。

- 一 在学期間が2年以上であること。(2年終了見込を含む。)
 - 二 学則第26条第1項に定める授業科目及び単位数を修得していること。(修得見込みを含む。)
 - 三 当該年度の授業料等納付金を滞納していないこと。
- 2 卒業延期の期間を含めた在学年数が4年を超える場合は、願い出ることができない。
- 3 専攻科生で前条第1項の願い出をする者は、次の各号すべてを満たしている者とする。
- 一 在学期間が1年以上あること。(1年終了見込みを含む。)
 - 二 学則第51条第3項に定める授業科目及び単位数を修得していること。(修得見込みを含む。)
 - 三 当該年度の授業料等納付金を滞納していないこと。

(期間)

第4条 卒業延期の期間は、6月又は1年とする。

- 2 特別の理由がある場合に限り、審議の上更に6月又は1年の延期を認めることがある。
- 3 前項の願い出をしようとする者は、改めて第5条に定める手続きをしなければならない。
- 4 第2条第1項に定める資格の取得に必要な科目の履修が後期である場合は、卒業延期年前期の休学を認める。

(手続)

第5条 第2条第1項の願い出をしようとする者は、保証人が連署・捺印した「卒業延期願」(第1号様式)に担任の承認印を受領の上、毎月1月25日から2月15日まで、および8月20日から9月5日までの期間内に提出する。

第6条 卒業判定教授会において、卒業延期が承認された者について、学長は、これを許可するもの

とする。

- 2 前項の承認は、専攻科生にあつては専攻科運営委員会で行うものとする。
- 3 許可された者について、「卒業延期許可通知」(第2号様式)を本人及び保証人に送付する。
(授業料等納付金)

第7条 卒業延期が許可された者は、指定期日までに授業料等納付金及び学外実習に関する費用を一括して納入しなければならない。

- 2 前項の納付金については、学則第32条の規定にかかわらず、前期科目に関わる納付金は前年度の3月26日までに、後期科目に関わる納付金について当年度の9月26日までに納入するものとする。ただし、学外実習に関する費用で分割できないものは前期に併せて納入するものとする。
- 3 前項の期日までに納入しない者は、卒業延期許可を取り消し、本来卒業すべき期末日での卒業とする。(第3号様式)

第8条 授業料等納付金の額は、学則別表Ⅱに定める額の二分の一とする。ただし、延期が6月の場合は、学則別表Ⅱに定める額の四分の一とする。

- 2 前項の額は、専攻科生については、学則別表Ⅳによるものとする。
- 3 第4条第4項の場合は、休学期間の授業料等納付金を徴収しない。

第9条 学外実習に関する費用については、減免を行わない。

(卒業延期の取消)

第10条 卒業延期が認められた者で、事情変更により本来卒業すべき期末での卒業を希望する場合は、所定の期限までに「卒業延期取消願」(第4号様式)を提出するものとする。

- 2 前項の願い出があつた場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可するものとする。(第5号様式)
- 3 卒業延期の取消が認められた場合は、第7条第1項の納付金の全額を返還する。

(卒業の時期)

第11条 卒業延期した学生の卒業の時期は、延長後の在学期間が終了する時とする。

(延期期間の短縮)

第12条 前条の規定にかかわらず、事情により卒業延期期間の短縮を願い出た者について、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。(第6号様式)(第7号様式)

- 2 第1項の短縮は、6月を単位期間とする。
- 3 短縮により在学しないこととなった期間の学外実習費については既に支出した額を減じた残余を返還する。

第13条 前条の短縮は、新しい学期が始まる1月前までに願い出るものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務委員会が発議し、教授会の議を経るものとする。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

改正附則

本規程は、平成21年2月9日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

奈良佐保短期大学学生ネットワーク及び電子メール利用規程

制定 平成 20 年 2 月 18 日

(目的)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）の学生（以下「本学学生」という。）が学習・研究及び学生生活等の向上に資することを目的として、本学のネットワーク及び電子メールを利用する場合の基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 「本学ネットワーク」とは、本学が管理するネットワークをいう
- 二 「本学電子メール」とは、本学が本学学生に対してアカウントを発行し、メールアドレスに本学のドメイン名を用いた電子メールサービス（以下「電子メール」という。）をいう

(利用目的)

第3条 本学ネットワーク及び電子メール（以下「ネットワーク等」という。）の利用は、学習、研究、進学・就職活動等、大学生としての活動に必要なものに限る。

(利用者)

第4条 ネットワーク等を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学学生（科目等履修生を含む。）
- 二 その他情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が認めた者

(禁止行為)

第5条 ネットワーク等の利用において、次の各号に該当する行為を禁止する。

- 一 違法行為
- 二 公序良俗に反する行為
- 三 本学ネットワークの管理及び運営を妨げる行為
- 四 その他違法行為とみなされる可能性のある行為

(義務)

第6条 利用者は、ネットワーク等の利用について、第三者による不正利用を防止するための合理的努力を行う義務を負う。

- 2 ネットワーク等を利用する場合、別に定める「ネットワーク利用上の注意」及び「電子メール利用上の注意」を遵守する義務を負う。

(責任)

第7条 利用者は、次の各号に関して責任を負わなければならない。

- 一 本学ネットワークを用いた通信及び情報提供の内容
- 二 本学ネットワーク利用者が故意又は重大な過失により発生させた損害

- 三 個人情報又はパスワードの漏洩等、セキュリティ管理に関する内容
- 四 電子メールにより発信する情報の内容
- 五 電子メール利用上で利用者による故意又は重大な過失により発生させた損害

(賠償)

第8条 前条により損害賠償を求められた時は、利用者は、その弁償の責めを負う。

(利用停止)

第9条 センター長は、第5条に定める禁止行為に該当した場合、情報メディアセンター管理委員会に諮り、その利用者の利用を停止し、保存している情報又は関係する情報を削除することができる。

(管理者)

第10条 ネットワーク等を管理・運営する責任者として管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、情報メディアセンター長をもって充てる。

(モニタリング)

第11条 管理者は、サーバ内の個人保存領域及び電子メールの利用状況をモニタリングすることがある。

2 利用者は、プライバシーに関わる内容であっても前項のモニタリングを拒否できない。

(データの削除)

第12条 管理者は、利用者のメールデータが規定の容量を超えた場合、その利用者のメールボックスからデータを削除する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

2 第6条第2項の「利用上の注意」は情報メディアセンター運営委員会が改廃を行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

「ネットワーク利用上の注意」

- 学習、研究、進学・就職活動等、大学生としての活動に必要な利用に限る。特に宗教・政治活動及び営利活動は絶対利用しないこと。
- 個人情報の取り扱いに注意すること。住所・氏名等はもちろん写真・画像データなどの扱いにも気をつけること。
- ID、パスワードを他人に貸さないこと。
- 個人領域（学籍番号名のネットワークドライブ）は容量が限られているため、不要なデータを溜めないこと。
- 自分のデータは各自でバックアップをとること。
- 有料サイトを利用しないこと。
- BitTorrent, Winny 等のファイル交換ソフト（P2P）は使用しないこと。
- 画像・動画・音楽やその他の各種データについて、著作権に注意すること。
- 掲示板等において第三者への誹謗中傷や名誉毀損を行わないこと（記述内容が事実かどうかは無関係）。
- フィッシング詐欺・ワンクリック詐欺に注意すること。

「電子メール利用上の注意」

- 大学のドメイン名が入ったメールアドレスは学生証に準ずる身分証明となり得るため、学習・研究および就職活動以外の目的には使用せず、その利用には十分注意すること。特に宗教・政治活動および営利活動は絶対行わないこと。
- メールボックスの容量には制限があり、これを超えた場合はデータを削除するため、メールボックスのデータは小まめに整理すること。
- 個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- 電子メールのシステム上、常に内容を盗み見される可能性があるため、ID やパスワード、暗証番号といった重要な情報は書かないこと。
- ウイルスが添付されたウイルスメールに気をつけること。知らない差出人からのメールや添付ファイルは開かないこと。
- フィッシング詐欺・ワンクリック詐欺に注意すること。
- たとえ善良な名目であったとしてもチェーンメールには参加しないこと。
- 送信にあたり、宛先には十分注意すること。
- 基本的にファイルは添付しないこと。添付する場合にはファイルサイズに注意すること。
- 半角カタカナ及び機種依存文字は文字化けの原因となるため使用しないこと。

情報処理演習室使用に関する内規

制 定：平成 17 年 10 月 3 日

(総則)

第 1 条 情報処理演習室（632 および 633 教室、以下「授業用演習室」という。634 教室、以下「学生用演習室」という。）の使用に関することは、この内規の定めるところによる。

(管理)

第 2 条 情報処理演習室の管理責任者は、奈良佐保短期大学情報メディアセンター長とする。

第 3 条 情報処理演習室の管理は奈良佐保短期大学情報メディアセンター（以下「センター」という。）が行う。

2 授業用演習室を授業に使用する場合の申込および鍵の貸出・返却は、原則として教務部が担当する。

3 授業用演習室を授業以外で使用する場合の申込および鍵の貸出・返却は、情報メディアセンターが担当する。

4 授業用演習室の使用は、すべて教職員の指導（以下「指導教職員」という。）を必要とする。

(申し込み)

第 4 条 授業を授業用演習室で実施しようとする教職員は、原則として、3 月（前期開始前）および 9 月（後期開始前）に「授業用演習室使用願」（以下「情報処理演習室使用願」という。）を教務部に提出するものとする。ただし、教育・研究上の必要性が生じた場合にはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第 14 条第 1 項第一号については情報処理演習室使用願の提出を必要としない。

3 学生用演習室を使用しようとする教職員（以下「指導教職員」という。）は、使用日の前日までに、「学生用情報処理演習室使用願」（以下「情報処理演習室使用願」という。）をセンターに提出するものとする。

4 情報処理演習室使用願には、指導教職員名、授業科目名、授業用演習室を使用する学生数、使用希望日、使用時限、使用目的、パーティションの移動希望などを記入する。

5 パーティションの移動を必要とする場合は、少なくとも 1 週間前に申し込むものとする。

6 前項の申し込みがあった場合、教務部またはセンターは事務部にそのことを伝え、事務部はパーティションの移動について手配する。

7 情報処理演習室使用願は、センター長がこれを許可する。

(使用時間)

第 5 条 授業用演習室および学生用演習室の使用時間は、原則として平日の 9 時から 18 時 30 分とする。

2 前項の規定にかかわらず、センターは前項に定める時間を超えて使用を許可することがある。

- 3 17時以降の使用については教務部、センターとも原則として対応しない。
- 4 学生用演習室の使用は、教職員が指導する場合にあっては、17時を超える使用を認める場合がある。この場合の使用時間は許可された時間内とする。
- 5 学生は18時30分を超えて学生用演習室を使用する場合、学生部に課外活動等届を提出しなければならない。

(開室)

第6条 センターは、9時に学生用演習室を開室する。

(利用)

第7条 学生は、第5条第1項に定める時間内は本内規を守ることを条件として学生用演習室を利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第3項による学生用演習室の使用が許可されている場合は、利用が制限されることがある。

(法令等の遵守)

第8条 授業用演習室および学生用演習室の利用者は、市民社会および大学生活で一般的に要求される倫理的および法的規範を遵守しなければならない。

(禁止行為・利用マナー)

第9条 学生用演習室内では、次の行為を禁止する。

- 一 利用者や第三者の財産、プライバシー等（アカウント含む。）を侵害する行為、第三者に不利益、もしくは損害、攻撃を与える行為
 - 二 違法なダウンロード、不当なファイル交換等犯罪的行為、または犯罪的行為の恐れのある行為
 - 三 チャット、ネットワークを使用したゲーム、音声チャット、データのアップ・ダウンロード等学内ネットワークの状態を著しく阻害する利用
 - 四 第三者の誹謗中傷等、道徳を逸脱する行為
 - 五 公序良俗に反する行為
 - 六 情報をほかの利用者または、第三者に提供する行為
 - 七 政治活動または宗教活動を目的とした行為、営利を目的とした商行為
 - 八 法令及び本学の諸規則に違反する行為
 - 九 事前の同意を得ない限り、いかなる理由、手段または方法によっても利用者または第三者の著作物（本文、図形、ビデオ、メッセージ、コード、ソフトウェア含む。）の変更、コピー複製、再公表、アップロード、記入、送信または配布など知的財産権の保護に違反する行為
- 2 ネットワークや学内情報機器および本内規に明らかに違反したと認められる利用者や違反を唆したと認められる者は、学内ネットワーク接続禁止、利用取消、あるいは学則または国内外の法律に基づき処分を受けたり、罰せられることがある。
 - 3 不正使用、ウィルス感染によるコンピュータの不具合等学内ネットワーク利用により生じた責は、事前に情報メディアセンターから利用者へ通知した対応策を行わなかった場合、すべて利用者が負うものとし、情報メディアセンターはその責を負わないものとする。
 - 4 前各項を守らなかった者については、一定期間利用を禁止することがある

第10条 ウェブ・サイトの閲覧については、閲覧者が個人として責任を負う。

(備品等の持ち出し禁止)

第11条 学生用演習室内の備品等および未使用の消耗品を許可なく持ち出すことを禁止する。

(消耗品の補充)

第12条 学生用演習室に備えてある消耗品がなくなった場合は、センター職員に連絡し、補充を依頼する。

(故障)

第13条 機器の不調、不動作等トラブルが発生した場合は、直ちにその機器の使用を中断し、センター職員に連絡して指示を仰ぐものとする。

2 前項の場合、使用者の氏名および学籍番号、トラブルの起きた機器、トラブルの内容、発生直前の使用状況等をトラブル連絡票に記入し、センターに提出する。

(優先順位)

第14条 授業用演習室および学生用演習室の使用日時が重複した場合の優先順位は、次のとおりとする。

- 一 前期および後期開始時に情報処理演習室の使用が確定している授業
- 二 情報処理演習室使用願を教務部またはセンターに事前に提出してした事柄
- 三 その他

第15条 前条第三号による使用の優先順位は、次のとおりとする。

- 一 卒業論文、修了論文およびこれらと同等とみなされるものを作成するための使用
- 二 授業担当教員から指示されたレポート課題の作成のための使用
- 三 申し込みの早いもの

2 前項の順位については、事情により変更することがある。

(使用責任者)

第16条 授業用演習室の使用責任者は指導教職員とする。

2 指導教職員が情報処理演習室使用願に記載した時間に指導できない場合、授業用演習室の使用を許可しない場合がある。

第17条 第19条による使用の場合の使用責任者は指導教職員とする。

2 指導教職員が情報処理演習室使用願に記載した時間に指導できない場合、学生用演習室の使用を許可しない場合がある。

(授業用演習室の使用)

第18条 指導教職員は、教務部で授業用演習室使用簿に記入のうえ鍵を受け取り、使用を開始する。

2 使用備品等がある場合は、センターで貸出簿に記入のうえ借り出す。

3 指導教職員は、使用中は原則として授業用演習室を離れないものとする。

(指導教職員の役割)

第19条 指導教職員は、授業用演習室の使用開始時に、学生に注意事項を説明する。

2 使用中は適切な指示を学生に与えることで、トラブル発生を未然に防ぐことを心がける。

3 使用中にトラブルが発生した場合は、直ちにその機器の使用を中止したうえ速やかにセンター職員に連絡する。

- 4 トラブル状況等をトラブル連絡票に記録し、センターに提出する。
 - 5 使用中に消耗品が不足した場合は、センター職員に連絡し補充を依頼する。
- (返却)

第20条 授業用演習室を使用した場合、指導教職員は終了時刻の 10 分前に、学生に終了準備を指示する。

- 2 電灯、空調設備、機器等の電源オフを確認の後、施錠する。
- 3 教務部に鍵を返却し、授業用演習室使用簿の返却確認欄に押印または署名して授業用演習室の使用を終了する。

(閉室)

第21条 センターは 18 時 30 分に学生用演習室を閉室する。

(準用及び読替規定)

第22条 第 19 条および第 20 条の指導教職員、返却に関する規定は、第 4 条第 3 項に規定する学生用演習室の使用に準用する。ただし、教務部をセンターと読み替えるものとする。

(改廃)

第23条 この内規の改廃は情報メディアセンター管理委員会が行う。

附 則 この内規は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

以上

学生自習用 PC 利用に関する内規

制 定：平成20年7月14日

(総則)

第1条 この内規は、6号館2階ラウンジと2号館1階学生ホールに設置された学生自習用PC(以下、学生用PCという。)の使用に関する事項を定める。

(管理)

第2条 学生用PCの管理責任者は、奈良佐保短期大学情報メディアセンター長とする。

第3条 学生用PCの管理は、奈良佐保短期大学情報メディアセンター(以下「センター」という。)が行う。

(目的)

第4条 学生用PCの利用は、学習、研究、進学・就職活動等、大学生としての活動に必要なものに限る。

(使用時間)

第5条 学生用PCの使用時間は、原則として平日の8時30分から18時30分とする。18時30分を過ぎると電源の入った学生用PCは自動的にシャットダウンされる。

2 前項の規定にかかわらず、センターは前項に定める時間を超えて使用を許可することがある。

3 第1項のシャットダウンに伴い保存前のデータが失われた場合でも情報メディアセンターはその責を負わない。

(利用)

第6条 学生は、第5条第1項および2項に定める時間内は本内規および別に定める「学生自習用PC利用上の注意」を守ることを条件として学生用PCを利用することができる。

(法令等の遵守)

第7条 学生用PCの利用者は、市民社会および大学生活で一般的に要求される倫理的および法的規範を遵守しなければならない。

(禁止行為・利用マナー)

第8条 学生用PCの利用時においては、次の行為を禁止する。

- 一 利用者や第三者の財産、プライバシー等(アカウント含む。)を侵害する行為、第三者に不利益、もしくは損害、攻撃を与える行為
- 二 違法なダウンロード、不当なファイル交換等犯罪的行為、または犯罪的行為の恐れのある行為
- 三 チャット、ネットワークを使用したゲーム、音声チャット、データのアップ・ダウンロード等学内ネットワークの状態を著しく阻害する利用
- 四 第三者の誹謗中傷等、道徳を逸脱する行為
- 五 公序良俗に反する行為
- 六 情報をほかの利用者または、第三者に提供する行為
- 七 政治活動または宗教活動を目的とした行為、営利を目的とした商行為

八 法令及び本学の諸規則に違反する行為

九 事前の同意を得ない限り、いかなる理由、手段または方法によっても利用者または第三者の著作物（本文、図形、ビデオ、メッセージ、コード、ソフトウェア含む。）の変更、コピー複製、再公表、アップロード、記入、送信または配布など知的財産権の保護に違反する行為

十 故意に学生用 PC を故障させる行為

2 ネットワークや学内情報機器等に関する内規および本内規に明らかに違反したと認められる利用者や違反を唆したと認められる者は、学内ネットワーク接続禁止、利用取消、あるいは学則または国内外の法律に基づき処分を受けたり、罰せられることがある。

3 前各項を守らなかった者については、一定期間利用を禁止することがある。

（責任）

第9条 ウェブ・サイトの閲覧については、閲覧者が個人として責任を負う。

（備品等の持ち出し禁止）

第10条 学生用 PC の備品等および未使用の消耗品を許可なく持ち出すことを禁止する。

（故障）

第11条 機器の不調、不動作等トラブルが発生した場合は、直ちにその機器の使用を中断し、対象となる学生用 PC が 6 号館 2 階ラウンジに設置されたもの場合はセンター職員に、2 号館 1 階学生ホールに設置されたもの場合は学生支援センターに連絡して指示を仰ぐものとする。

2 前項の場合、使用者の氏名および学籍番号、トラブルの起きた機器、トラブルの内容、発生直前の使用状況等をトラブル連絡票に記入し、センターもしくは学生支援センターに提出する。

3 9時以前および17時30分以降の使用についてはセンター、学生支援センターとも原則として対応しない。

（改廃）

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

2 別に定める「学生自習用 PC 利用上の注意」の改廃は情報メディアセンター運営委員会が行う。

附 則

この内規は、平成20年7月14日から施行する。

奈良佐保短期大学印刷枚数管理に関する内規

制 定：平成20年7月14日

(目的)

第1条 この内規は、奈良佐保短期大学における、学生のプリンタ利用にかかる印刷枚数管理に関する事項を定める。

(印刷利用目的)

第2条 印刷の利用は学習、研究、進学・就職活動等、大学生としての活動に必要なものに限る。

(対象プリンタの定義)

第3条 印刷枚数管理の対象となるプリンタは、情報処理演習室など主に学生が利用するために設置されたもので、学生アカウントでログインした状態で印刷可能なプリンタとする。

(対象者の範囲)

第4条 印刷枚数管理の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学学生（科目等履修生を含む。）
- 二 その他情報メディアセンター長が指定した者

(印刷枚数の上限)

第5条 1年間の印刷枚数の上限は、別に定める「印刷枚数管理に関する利用上の注意」によるものとする。

(追加印刷)

第6条 前条の印刷枚数の上限を超えて印刷しようとする場合は、学生支援センター設置の発券機で追加印刷券を購入することにより印刷することができるものとする。追加印刷券の価格と枚数は、別に定める「印刷枚数管理に関する利用上の注意」によるものとする。

(印刷枚数の繰り越し)

第7条 印刷枚数が上限に達しなかった場合であっても残りの印刷可能枚数は、翌年度に繰り越せないものとする。

(責任)

第8条 印刷に伴うすべての責任は、印刷を実行したアカウントの保有者が負うものとする。

(義務)

第9条 印刷枚数管理されたプリンタ利用に際しては、別に定める「印刷枚数管理に関する利用上の注意」を遵守する義務を負うものとする。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

2 別に定める「印刷枚数管理に関する利用上の注意」の改廃は、情報メディアセンター運営委員会が行うものとする。

附 則

この内規は、平成20年7月14日から施行する。

奈良佐保短期大学学友会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、奈良佐保短期大学学友会と称する。

第2章 趣 旨

第2条 本会は、学生の自主活動を促進し、かつ、本学の教育方針に従い、その目的達成に協力することを趣旨とする。

第3章 組 織

第3条 本会は、奈良佐保短期大学学生全員で組織し、本学教員を顧問におく。

2 長期履修学生・専攻科生は、本会に入会するものとする。

第4章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

書 記 2名

会 計 2名

第5条 各クラスから2名ずつクラス委員を選出する。

第6条 役員選挙の管理は、選挙管理委員会がこれにあたる。

選挙管理委員は、各クラスから2名ずつ選出する。

選挙に関する細則は別にこれを定める。

第7条 本会役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

第8条 役員が選出されない場合には、クラス委員がこれを代行する。

第5章 役 員 任 務

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。

第11条 書記は、総会並びに各委員会の記録を行い、書類の保管並びに掲示管理にあたる。

第12条 会計は、本会の予算決算をはじめ、会計に関する一切の責任を持つ。

第13条 クラス委員は、クラス代表として学友会活動に関与し、クラス全体の意見を反映する。

第6章 会 議

第14条 本会は、次の会議を持つ。

(1) 総 会

(2) 常任委員会（ただし第4条の各委員をもって組織する）

(3) クラス委員会

(4) クラブ部長会議

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第16条 総会は、常任委員が主催し、会長がこれを招集する。

第17条 通常総会は、原則として毎年春秋定期に開催する。

第18条 臨時総会は、下記の各項のいずれかに当る場合、直ちに招集しなければならない。

(1) 会員5分の1以上の署名があった場合

(2) 常任委員会が必要と認めた場合

第19条 総会の招集は、少なくとも3日前にその議案を公示して行わなければならない。

ただし緊急総会は、この限りでない。

第20条 総会は、全会員の過半数の出席がなければ議事を審議することはできない。

第21条 常任委員会は、最高執行機関であって、次の権限を有する。

(1) 総会の決議に基づく実施案の施行

(2) 総会議案の作成揭示

(3) その他一般事務の実施並びに処理

第22条 クラス委員会は、重要事項でない限り常任委員会と協議の上、議決権を有する。

第23条 クラブ部長会議はクラブ活動を円滑にし、その向上をはかり、学友会事業等に積極的に参加する。

第7章 決議事項の実行

第24条 決議事項中特に重要でない事項と先例のある事項に関しては、学友会顧問の承認を得て直ちに実行に移すことができる。顧問は、これを教授会に報告する。

第25条 決議事項中特に重要事項に関しては、学友会顧問の承認を得た後、学長の承認を経て実行することができる。

第8章 顧問の任務

第26条 学友会顧問は、総会、各委員会、クラブ部長会に出席し、本会与教授会との連絡を密にし、本会の運営につき勧告する。

第9章 事業

第27条 学生相互の親睦をはかり、心身を練磨するための諸行事を積極的に行う。

第10章 クラブ活動

第28条 クラブは学生の同好者で組織し、その活動は本会の事業の一部をなすものとする。

クラブ活動の領域：学術関係・文化関係・社会福祉関係・体育関係

第29条 部の改廃新設には、総会において出席者の3分の2以上の賛成、及び教授会の承認を必要とする。

第30条 各クラブに顧問1名、部長1名をおき、部長は各クラブの責任者となる。顧問には本学教員があたる。

第11章 会費

第31条 本会員は、入会金600円、通常会費月額100円を納める。

但し、入会金については元、本会員であった者は徴収しない。

第12章 会則改正

第32条 本会会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の多数決により決定し、学長の承認を必要とする。

附 則 本会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 本会則は、平成20年4月1日から施行する。

クラブ・同好会活動に関する細則

第1章 目的及び意義

第1条 本学の教育方針に基づき学生生活の向上

第2章 活動の領域

第2条 学術関係，文化関係，社会福祉関係，体育関係

第3章 設立要件

第3条 同好会及びクラブの設立

- (1) 同好会の新設を希望する時は、「学内団体新設・継続願」(様式1)及び「クラブ、同好会登録者名簿」(様式1-2)を同好会顧問の承諾を得て学友会顧問に願い出なければならない。学友会顧問は、学友会長及び教授会の許可を得て承認する。
- (2) 「クラブ、同好会登録者名簿」には、入部希望者を5名以上集めなければならない。
- (3) クラブとして新設を希望する同好会は、同好会として6ヶ月経過した後、年度末に本細則第7条 様式 2～4の書類を整え学友会顧問に願い出なければならない。ただし、同好会設立年度内での昇格は認めない。
学友会顧問は、学友会長及び教授会の許可を得て承認する。

第4章 組織運営

第4条 役員

- (1) クラブ、同好会顧問(以下「顧問」という。)1名は、本学専任教員(講師以上)の中からクラブ員又は同好会員(以下「部員」という。)の希望に基づき、学友会顧問が推薦した者を学長が委嘱する。その任期は、当該年度末までとし再任を妨げない。
- (2) 部長・副部長・会計の各1名は、部員の推薦・立候補・選挙等により定める。
- (3) 次年度において、クラブ活動を継続希望する場合、部長・副部長・会計の任務及びクラブ用品の引継を年度末までに行うこと。
- (4) 技術指導者1名は、部員の推薦に基づき、学友会顧問が承認した者を学長が委嘱する。任期は、当該年度末までとし再任を妨げない。
- (5) 継続又は昇格したクラブ及び同好会は、「学内団体新設・継続願」(様式1)及び「クラブ、同好会登録者名簿」(様式1-2)を5月10日までに提出すること。

第5条 予算及び決算

- (1) 会計年次は、単年度とする。但し、新設の同好会は、承認日より当該年度末までとする。
- (2) 各クラブ又は同好会の部長は、活動内容等を考慮の上、5月10日までに「クラブ会計予算書」(様式2)を作成の上、顧問の承諾を得て学友会顧問に提出しなければならない。
- (3) 5月11日以降に新設を希望する同好会の部長は、活動内容等を考慮の上、速やかに「学内団体新設・継続願」(様式2)を作成の上、顧問の承諾を得て学友会顧問に提出しなければならない。

- (4) 各クラブ又は同好会の会計は、年度末までに「クラブ会計決算報告書」(様式3)及び「クラブ用品報告書」(様式3-2)を作成の上、顧問の承諾を得て年度末までに学友会顧問に提出しなければならない。但し、次年度において継続が出来ない場合には、顧問の承諾を得て1月末までに学友会顧問に提出しなければならない。
- (5) 学友会からの各クラブへの予算措置は、部費の一部を補助する。
- (6) 学友会からの同好会への予算措置は、若干の額を補助する。

第6条 年間活動

- (1) 各クラブ部長は、年度末までに「活動状況報告書」(様式4)を作成し、顧問の承諾を得て学友会顧問に提出しなければならない。

第7条 各種届け出及び許可(別表「様式一覧」を参照)

- (1) 各クラブは、学外の団体又は組織に加入(加盟)を希望する時は、「学外団体加入願」(様式5)を作成し、顧問の承諾を得て、学友会顧問に願い出なければならない。学友会顧問は、学長の許可を得て承認する。
- (2) 各クラブが、学内外において試合・行事に参加を希望する時は、「対外試合(行事)参加願」(様式6)を作成し、顧問の承諾を得て、学友会顧問に願い出なければならない。学友会顧問は、学長の許可を得て承認する。
- (3) 各クラブが学外において練習を希望する時は、上記本条(2)項に準じ手続きを行い、学友会顧問の承認を得なければならない。
- (4) 各クラブ又は同好会が、下記事項の何れかを希望する時は、「特別許可願」(様式7)を作成し、顧問の承諾を得て、学友会顧問に願い出なければならない。学友会顧問は、学長の許可を得て承認する。
 - ① 部員以外を含む学内集会 ② 学外者の招待 ③ 本学休講日の練習等の活動
 - ④ 学内、学外の掲示 ⑤ 印刷物、その他物品の掲示や配布、販売、幹旋、勧誘
 - ⑥ 募金活動 ⑦ 署名活動 ⑧ アンケート又は世論調査 ⑨ 備品の借用
 - ⑩ 会場として教室、建物、敷地の使用 ⑪ 学外におけるビラ、本大学名入りのポスター類の掲示や配布等 ⑫ その他、学友会顧問が必要と認めた場合
- (5) 各クラブが、団体で旅行や合宿を希望する時は、「団体旅行・合宿願」(様式8)を作成し、顧問が必要と認めた場合、学友会顧問に願い出なければならない。学友会顧問は、学長の許可を得て承認する。
- (6) 上記各種学友会顧問への願い出書類は、学生支援センターで受け付ける。

第8条 活動時間

- (1) 各クラブ又は同好会が定期活動を希望する場合、本細則第4条(5)項の「学内団体新設・継続願」(様式1)で学友会顧問に願い出なければならない。
- (2) 各クラブ又は同好会の定期活動できる時間は、授業終了後から18時30分までとする。なお、顧問又は本細則第4条(5)項の指導者の指導にある時は、これによらない。
- (3) 本細則第4条(5)項の「学内団体新設・継続願」(様式1)で願い出た年間活動日以外で、活動を希望する場合は、顧問の承諾を得て学友会顧問に願い出なければならない。
- (4) 各クラブ又は同好会の活動が延長できる時間は、下記表の時間帯とする。

	活動延長時間帯	備 考
授業が行われている日	19:30まで	学友会顧問へ届け出る
土・日・祝日・大学休講日	9:00～17:00	本細則第7条(4)項の様式で許可が必要

第9条 疾病又は事件・事故の発生連絡

- (1) 学内で活動中に疾病者が出た場合、直ちに警備員若しくは居残り当番の教職員又は学生支援センターに連絡し、顧問に届け出ること。
- (2) 学内で活動中に事件・事故が生じた場合、直ちに警備員若しくは居残りの教職員又は学生支援センターに連絡すること。
- (3) 学外で活動中（施設間移動中も含む）に疾病又は事件・事故が生じた場合、直ちに顧問若しくは学生支援センターに連絡すること。

第10条 その他の留意事項

- (1) 各クラブ又は同好会への入部又は退部の自由は、妨げてはならない。
- (2) クラブ及び同好会への入部（入会）を希望する者は、入部届けを希望するクラブ、同好会の部長に提出しなければならない。
入部届けを受理した各部長は、学生支援センター顧問に連絡しなければならない。
- (3) 部員不在のクラブは、休部とする。
- (4) 2年度間継続して休部となったクラブは、次年度より廃部とする。

第5章 同好会に関する特別事項

第11条 同好会の学外活動及び学外団体への加入

- (1) 同好会の学外活動及び学外団体への加入は、原則として認めない。
- (2) 同好会の開設6ヶ月後又は次年度の5月10日までに、単一学年のみの同好会は、クラブへの昇格を認めない。

第6章 賞罰

第12条 クラブ又は同好会の表彰の提言

- (1) クラブ又は同好会が、各大会又は各種の会で著しい活躍や賞を受賞した場合、学友会顧問は、学長並びに学友会長に表彰を提言することができる。

第13条 学友会顧問は、下記に該当する場合学長及び顧問と協議の上、該当のクラブ又は同好会の活動の停止や休部、解散を命令することができる。

- (1) クラブ又は同好会が学則、その他の規則に違反した場合。
- (2) クラブ又は同好会の活動中（施設間移動中も含む）に事件、事故が発生した場合。

(別表1)

様 式 一 覧

	書 類 名	事 項	提出期限
様式1	学内団体新設・継続願	同好会の新設・クラブの継続	5月10日 (同好会新設時は随時)
様式1-2	クラブ・同好会登録者名簿	入部希望者の氏名等	5月10日 (同好会新設時は随時)
様式2	クラブ会計予算書	クラブ又は同好会の会計予算	5月10日
様式3	クラブ会計決算報告書	クラブ又は同好会の会計決算	年度末(1月末)
様式3-2	クラブ用品報告書	クラブ又は同好会の物品の数量	年度末(1月末)
様式4	活動状況報告書	クラブ又は同好会の活動状況	年度末(1月末)
様式5	学外団体加入願	学外の団体又は組織に加入加盟を希望	該当日の2週間前まで
様式6	対外試合(行事)参加願	学外での練習又は試合・行事に参加	該当日の2週間前まで
様式7	特別許可願	①学内での集会 ②学外者の招待 ③休講日の活動 ④学内、学外掲示 ⑤掲示や販売等 ⑥募金活動 ⑦署名活動 ⑧アンケートや世論調査 ⑨備品の借用 ⑩会場の使用 ⑪ポスター等の掲示 ⑫その他 詳細については、上記7条(3)項を参照	該当日の2週間前まで
様式8	団体旅行・合宿願	団体旅行や合宿	該当日の2週間前まで

() 内の日付は、次年度において継続不可の場合